

平成31年度組織改正の概要

1 課の新設・名称変更

(1) 建築情報相談課の設置

建築に関する情報の提供及び相談を一体的に実施するため、建築に必要な情報を都市局建築部建築審査課に集約するとともに、建築審査課を建築情報相談課に名称変更する。これに伴い、建築指導課内の建築相談室を廃止する。

(2) 教育給与課の新設

教職員等の給与支給、労務管理、安全衛生に係る業務の体制を強化するため、教育委員会教育総務部に教育給与課を新設する。

2 課内室の新設

(1) 受動喫煙対策室の新設

千葉市受動喫煙の防止に関する条例の2020年4月の施行に向け、受動喫煙による健康被害の防止に関する取組みを推進するため、保健福祉局健康部健康企画課に受動喫煙対策室を新設する。

3 次長の専任配置

(1) 水道局次長の専任配置

県市間の水道事業の連携を強化し、広域化の取組みを推進するため、水道局に専任の水道局次長を配置する(建設局下水道管理部長による併任を解除する)。